

令和 5 年度被措置児童等虐待の状況について

児童福祉法第 33 条の 16 及び児童福祉法施行規則第 36 条の 30 に基づき、令和 5 年度における被措置児童等虐待の状況について公表します。

- 1 件数（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）
被措置児童等虐待に該当する事案はありませんでした。

【関係法令等】

○被措置児童等虐待とは

様々な事情により家庭での養育が困難であるため、施設等への入所措置等をされた児童等（被措置児童等）に対して、施設職員等が行う虐待をいう。

○児童福祉法（関係条文）

第 33 条の 16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

○児童福祉法施行規則

第 36 条の 30 法第 33 条の 16 の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設、社会的養護関係施設
 - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
- ニ 法第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設又は法第 33 条第 1 項 若しくは第 2 項の委託を受けて一時保護を行う者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種